

福島県最低賃金の改正諮問について

福島労働局長は、福島地方最低賃金審議会に対し、福島県最低賃金（現行時間額 9 5 5 円）の改正について諮問を行う予定です。

同審議会の開催日時は次のとおりです。

日時 令和 7 年 7 月 1 5 日（火） 10 : 00 ~

場所 福島第二地方合同庁舎 1 階共用会議室（福島市花園町 5 - 4 6）

※ 会議は公開。頭撮り可。諮問書の交付時のみ写真撮影等可。

※ 福島地方最低賃金審議会は、労働局長の諮問を受けて、最低賃金改正の調査・審議を行った後、労働局長に改定額について答申します。

その後、労働局長の決定・公示を経て改定された最低賃金が発効します。（別添参照）

※ 取材に当たってのお願い

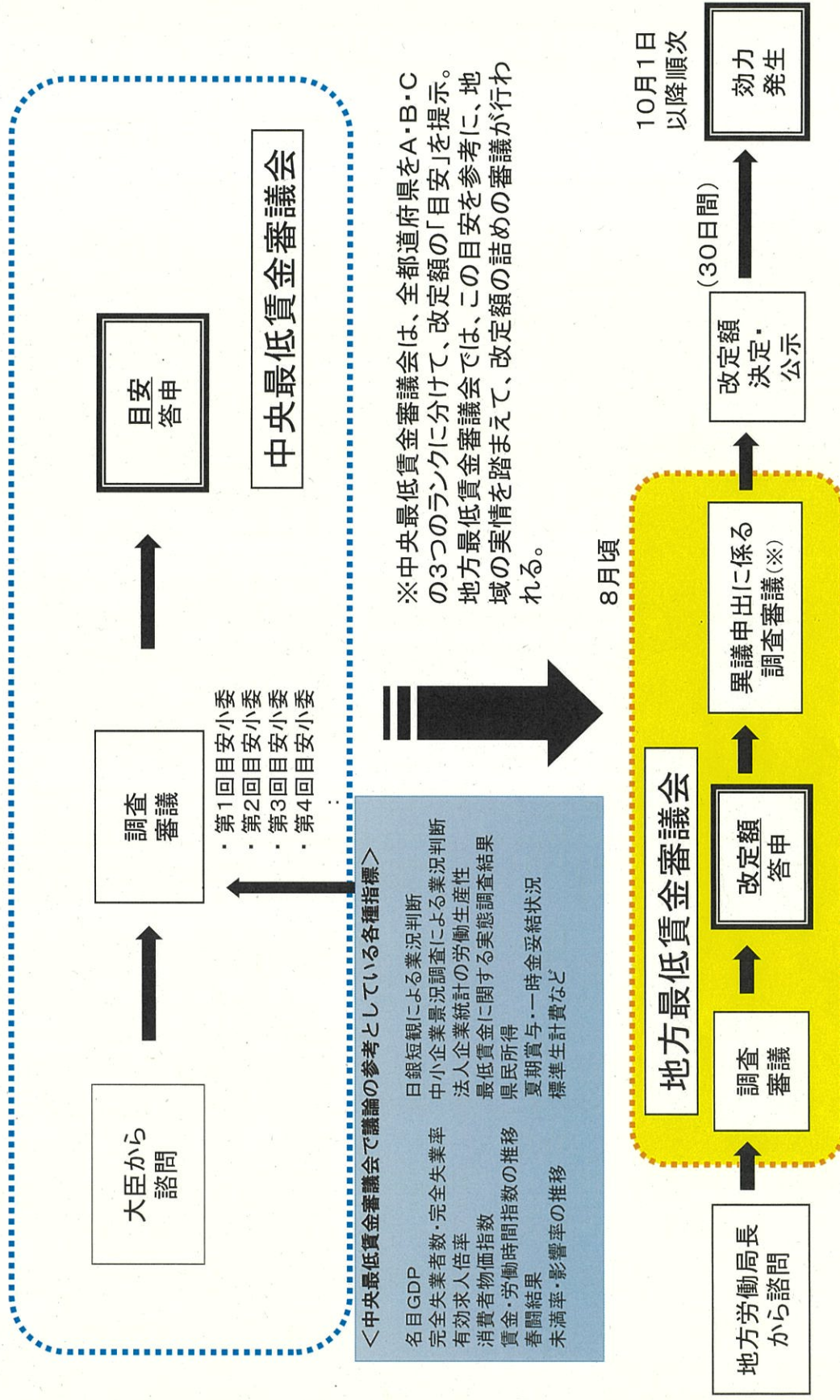
・取材を希望される報道関係者の方は、7 月 1 4 日（月）12 時までに福島労働局賃金室あて、電話又はメールにてご連絡ください。その際、氏名・報道機関名・取材人数をお伝えください。

電話の場合：024-536-4604

メールの場合：chinginshitsu-fukushimakkyoku@mhlw.go.jp

・当日は、9 : 45 までに福島第二地方合同庁舎 1 階ロビーにお集まりください。

地域別最低賃金額の改正決定の手順



(※)各地域の労使は答申があった日から15日間異議申出が可。異議申出があった場合に開催。

参 考

福島県最低賃金について

- 1 福島県最低賃金は、県内の事業所で働くすべての労働者に適用される最低賃金です。
- 2 現行は時間額 9 5 5 円（効力発生日 令和 6 年 1 0 月 5 日）です。
福島県最低賃金の金額の推移は表 1 のとおりです。

現行の都道府県の地域別最低賃金額は表 2 のとおりです。

表 1 福島県最低賃金の金額の推移

年度	時間額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)	発効日
平成 2 7	7 0 5	1 6	2. 3	平成 27. 10. 3
2 8	7 2 6	2 1	3. 0	28. 10. 1
2 9	7 4 8	2 2	3. 0	29. 10. 1
3 0	7 7 2	2 4	3. 2	30. 10. 1
令和 元	7 9 8	2 6	3. 4	令和 元. 10. 1
2	8 0 0	2	0. 3	2. 10. 2
3	8 2 8	2 8	3. 5	3. 10. 1
4	8 5 8	3 0	3. 6	4. 10. 6
5	9 0 0	4 2	4. 9	5. 10. 1
6	9 5 5	5 5	6. 1	6. 10. 5

表 2

都道府県名	最低賃金額
北 海 道	1010
青 森	953
岩 手	952
宮 城	973
秋 田	951
山 形	955
福 島	955
茨 城	1005
栃 木	1004
群 馬	985
埼 玉	1078
千 葉	1076
東 京	1163
神 奈 川	1162
新 潟	985
富 山	998
石 川	984
福 井	984
山 梨	988
長 野	998
岐 阜	1001
静 岡	1034
愛 知	1077
三 重	1023
滋 賀	1017
京 都	1058
大 阪	1114
兵 庫	1052
奈 良	986
和 歌 山	980
鳥 取	957
島 根	962
岡 山	982
広 島	1020
山 口	979
徳 島	980
香 川	970
愛 媛	956
高 知	952
福 岡	992
佐 賀	956
長 崎	953
熊 本	952
大 分	954
宮 崎	952
鹿 児 島	953
沖 縄	952